

武蔵野市下水道事業審議会

委員委嘱式・第 1 回審議会

議事要録

内容 第 1 回

日時 令和 8 年 7 月 31 日（金）

午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

場所 武蔵野商工会館 4 階 市民会議室

出席委員 9 名 欠席委員 1 名

第 1 回 審議会

- 1 < 次第 1 > 委嘱状交付
- 2 < 次第 2 > 副市長挨拶
- 3 < 次第 3 > 委員自己紹介
- 4 < 次第 4 > 会長・副会長選出
 - ・委員の互選により長岡裕委員を会長に選任
 - ・会長の指名により佐藤克己委員を副会長に選任
- 5 < 次第 5 > 審議会運営の確認
 - ・審議会は原則として公開し、傍聴を認める。
 - ・議事録は、委員の意見の趣旨が損なわれない程度に要約し、委員が内容を確認した後、ホームページで公開する。
 - ・議事録における発言者の表記は、会長、A 委員、B 委員…とする。
- 6 < 次第 6 > (1) 武蔵野市下水道事業経営戦略の改定の背景及び基本理念

○事務局 資料 1 資料 5 について説明

- ・下水道事業を取り巻く環境について
- ・改定が必要となる背景について
- ・基本理念について

- 7 < 次第 6 > (2) 令和 7 年度の収支構造、経営比較分析等から見る武蔵野市の課題

○事務局 資料 2 資料 5 について説明

- ・令和 7 年度の収支構造について
- ・主要経営指標と比較分析について
- ・人材・執行体制及び老朽化と更新投資について
- ・カネ・モノ・ヒトの課題について

[質疑]

- G 委員 a) 収益的収入における雨水処理負担金と収益的支出における流域下水道等維持管理負担金はどのように算出されているのか。
b) 令和 7 年度における資本的支出が資本的収入を大幅に上回っているが問題ないか。
- 事務局 [a] に対する回答 雨水処理負担金については、一般会計が負担する割合を市内部で約 7 割と定めており、当該割合を工事費等に乗じて算出している。また、流域下水道等維持管理負担金については、流量に単価を乗じて算出している。

[b) に対する回答] 資本的支出が資本的収入を上回ることが一般的である。収支不足額については、内部に留保している財源から補填している。下水道事業会計決算書には、毎年度、補填財源の内容を明記している。

○会 長 雨水処理費のうち一般会計が負担する 7 割以外の分は何で賄うのか。

○事務局 下水道使用料で賄う。

○I 委員 a)収益的支出のうちその他が 3 割を占めている。内訳は何か。
b)経営指標について、有収率が施設の効率性に分類されているが、当該分類は一般的か。

○事務局 [a) に対する回答]「その他」の大部分を占める項目は、区部流入維持管理負担金である。

[b) に対する回答] 有収率は、「処理した汚水量のうち、どの程度が使用料収入の対象となったか」を示すため、一般的に施設の効率性を評価する指標として用いられる。

○H 委員 a)資料 2 の経費回収率のグラフについて、令和 7 年度の数値が物価高騰対策の一環で下水道基本使用料を 2 か月間無償とする事業を実施した影響により、低い水準になっている。一時的な政策による影響で低い水準になっている旨を、グラフの中で表した方がよいと思われる。

b)資料 2 の有収率のグラフについて、武蔵野市のみが令和 6 年度に数値が下落しているのはなぜか。地方公営企業決算状況調査表作成要領の変更により有収率の算定方法が変更になったことが理由であれば、他団体も同様に、有収率が減少すると考えられるがどうか。c)資料 2 の有収水量のグラフについて、有収水量は人口や各団体の面積による影響を受けるか。対象団体と比較するのであれば、1 人当たり有収水量や、1 世帯当たり有収水量で比較した方がよいのではないか。

○事務局 [a) に対する回答] 経費回収率の低下は、物価高騰対策として実施した一時的な施策の影響が大きく、経営状況への恒常的な影響を示すものではない。現在のグラフでは経費回収率が低下した理由が分かりにくいとため、理由が分かる形に修正する。

[b) に対する回答] 地方公営企業決算状況調査表作成要領が令

和 6 年度から変更されたわけではない。令和 5 年度までは同要領に基づいて算出できておらず、令和 6 年度に正しい方法で算出した結果、有収率が低下した。

[c)に対する回答]有収水量は人口や各団体の面積による影響を受けるため、1 人当たりや面積当たりの有収水量で比較する観点も取り入れる。

○F 委員 資料 5 の 3 頁における有収率の説明について、「比較対象団体と比較して」という枕言葉を入れると良い。全国的にみると武蔵野市よりも有収率が低い団体はあると思う。

○事務局 修正する。

1. < 次第 6 > (3) 現行経営戦略の振り返り

○事務局 資料 3 資料 5 についての説明

・ 現行経営戦略で定めた数値目標の達成状況について

[質疑]

○B 委員 a)市民目線で関心があるのは、下水道が社会インフラとしての役割を果たせる状態になっているかということ。下水道施設の老朽化が進んでいる状況について、武蔵野市としては現行経営戦略を振り返ってどのように評価し、次期経営戦略の 3 年間でどのように改善していく必要があると考えているのか。今後の 3 年で改善が難しいのであれば、今後 5～10 年の中長期目線でどのように対応していく方針なのか。

b)武蔵野市は管きょ老朽化率が高い。耐用年数が経過した管きょが多いことが要因と考えるが、他市と比較して管きょ老朽化率が高いのはなぜか。また、他市との差異が広がっている理由は何か。

○事務局 [a)に対する回答]資料 3 の 3 頁をご覧ください。市では下水道ストックマネジメント計画を策定しており、異常が確認され耐用年数が到来したものに対し、改築更新について、更新時期を標準化した対応を計画している。また、現在第 3 期ストックマネジメント計画を策定中である。

[b) に対する回答] 法定耐用年数 50 年を超えた資産は、管きょ老朽化率の算定に含まれる。今回の分析では、比較対象団体が

武蔵野市よりも下水道整備時期が比較的新しい時期に下水道を整備している市であるため、本市の管きょ老朽化率が高く見える結果となっている。なお、全国特別重点調査の結果を見ると、近隣自治体の中では、武蔵野市と同じように整備が早い三鷹市とは似た傾向となっている。

2. < 次第 6 > (4) 今回の将来推計で検討すべき論点

○事務局 資料 3 資料 5 についての説明

- ・ 現行の料金体系について
- ・ 下水道を取り巻く国の動向について
- ・ 資金運用方針について

3. < 次第 7 > 意見交換

○会 長 現在の老朽化の状況や今後どの程度の更新費用が見込まれるかを示してほしい。その上で、使用料改定がどの程度必要であることを議論したい。

○事務局 次回の審議会でお示しする。

○D 委員 武蔵野市は合流式下水道のため、管きょを取り替えるには、新しい管きょを設置した上で、古い管きょを撤去する必要がある。そのため、今後見込まれる更新費用や、平準化した場合に毎年どの程度の資金が必要となるかを算定することが難しい状況にある。また、有収率の低下は、地下水や雨水の流入による影響が大きい。地下水とともに土砂が流入することで、陥没のリスクが高まる。

○G 委員 八潮の陥没事故を受けて、全国特別重点調査が実施された。武蔵野市の調査結果は公表されているか。

○事務局 全国特別重点調査の結果は、国土交通省のホームページで公表されており、本市のホームページでもリンク先を紹介している。同調査では、管径 2 メートル以上かつ設置・改築後 30 年以上経過した管路を調査対象としており、武蔵野市では該当する管路が 7.141km あった。緊急度Ⅰと判定されたマンホール間の延長は 2.047km、緊急度Ⅱは 1.526km であり、その他の区間では緊急度Ⅲもしくは異常が確認されなかった。

○D 委員 法定耐用年数 50 年を超える管きょはどの程度あるか。

○事務局 今後、分析を実施する。

- H 委員 a)資金運用について、現在一般会計では基金の運用を積極的に行っている。資金の運用方法はノウハウがあるので、今後庁内でも協議を進めていくべきである。
- b)資料 3 では比較対象が東京 23 区及び三鷹市になっている。資料 2 の比較対象団体とあわせてはどうか。また、比較対象団体の供用開始年度がわかる形にしてほしい。
- c) 資料全般で、もう少しグラフの色に変化をつけてほしい。また、年度や数値など、グラフの軸についてはフォントを大きくし、全体的に見やすい資料になるよう努めてほしい。
- A 委員 工事費にどの財源を充てるのかを明確にするとよい。
- 事務局 承知した。
- F 委員 次回の審議会において、最終的に料金体系表のどこを変更する予定か、市の考えをわかりやすく伝えていただきたい。
- I 委員 資料 3 において、今後必要となる資金量や純利益の予測を示してほしい。また、下水道使用料を更新費用に充ててよいという方針は、国から示されているか。
- 事務局 後者については、ご認識のとおりである。国は「下水道法等の一部を改正する法律案」を閣議決定した。
- A 委員 水道事業では、資産維持費を固定資産簿価額の 3%としている。下水道事業では、資産維持費の算定方法が明らかにされていないため、現段階で算定することは難しいと考えている。
- G 委員 区部流入・流域下水道維持管理負担金の単価改定の頻度はどの程度か。
- 事務局 流域下水道維持管理負担金については、40 年ぶりの改定となる。東京都に余剰資金があったため長いこと単価改定は行われていなかったが、昨今の物価高騰により資金が目減りし、今回の改定が行われた。流域下水道維持管理負担金は法律で定められているため、各自治体への意見照会や都議会への議案上程と議決が行われている。今後は東京都において、単価改定を 5 年に一度程度行う予定。区部流入維持管理負担金については、武蔵野市と三鷹市のみが対象となる。単価改定は協定で行われる。改定は 10 数年ぶりである。

4. <次第 8> 今後のスケジュール（案）

- 事務局 今後の審議会予定について確認